

国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規則

平成31年 3月27日

海洋大規第 63号

改正 令和 4年 3月 1日 海洋大規第 7号

改正 令和 5年 3月31日 海洋大規第 61号

改正 令和 6年 3月 1日 海洋大規第 66号

改正 令和 6年12月17日 海洋大規第 157号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定，令和3年2月1日改正）に基づき，国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用を防止するため，遵守すべき事項並びに不正使用に起因する問題が生じた場合の措置等に関し，必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は，次の各項各号に定める。

- 2 「公的研究費」とは，運営費交付金，寄附金，補助金，委託費等を財源として本学の研究活動において扱うすべての経費をいう。
- 3 「競争的研究費等」とは，各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。
- 4 「配分機関」とは，公的研究費を配分した機関をいう。
- 5 「研究活動等」とは，研究活動及び公的研究費の運営・管理をいう。
- 6 「職員等」とは，本学の役員及び職員（非常勤であるものを含む。）をいう。
- 7 「構成員」とは，職員等及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての者をいう。
- 8 「不正使用」とは，公的研究費の不正使用であり，実体のない謝金・給与の請求，物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正，実体を伴わない旅費の請求をはじめとして，故意又は重大な過失により，法令，配分機関が定める規程等及び学内規則に反する経費の使用をいう。
- 9 「各部局等」とは，学術研究院，各学部（附属施設を含む。），研究科，附属図書館，ミュージアム機構，総合情報基盤センター，海の研究戦略マネジメント機構，学内共同利用施設，特定事業組織及び事務局をいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は，不正使用やその他の不適切な行為を行ってはならず，また，他者による不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 構成員は，本学が課すコンプライアンス教育を受講の上，別途定める誓約書の提出を行わなければならない。なお，誓約書の提出を競争的研究費等の申請要件とし，また，誓約書を提出しない場合は，公的研究費の運営・管理に関わることができない。

(不正使用に係る事実関係の説明責任)

第4条 不正使用に係る疑義が生じるに至った場合は、当該職員等は本学に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負うものとする。

(相談窓口)

第5条 公的研究費の適切な執行に係る事務処理手続き（以下「事務処理手続き」という。）に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、財務部研究推進課及び経理課に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、事務処理手続きに関する学内外からの問合せに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(検収業務体制)

第6条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行う体制は、国立大学法人東京海洋大学会計規則に基づく会計機関の職位及び事務の範囲等を定める細則（平成16年海洋大規第38号）の規定及び納品等の事実確認を行う専任の担当者（以下「検収担当者」という。）による。

2 前項の検収担当者による検収業務については、別に定める。

第2章 通報の受理

(通報窓口)

第7条 不正使用に関する通報・相談（以下「通報」という。）に対応するための通報窓口を設置し、受付担当者を置く。

2 前項の受付担当者は公益通報等受付担当者とする。

(不正使用の通報)

第8条 不正使用の疑いの存在について通報しようとする職員等は、原則として氏名等を明らかにして、書面、電話、電子メール、ファクシミリ及び面談により、通報窓口に通報するものとする。

2 受付担当者は、匿名による通報があった場合には、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じて取り扱うものとする。

3 前2項の通報をする職員等（以下「通報者」という。）は、悪意（被通報者（その者が不正使用を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）を陥れるため、被通報者が行う研究を妨害する等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや、被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づいて、前項の通報を行ってはならない。

4 通報者から誤って受付担当者以外の職員等に通報された場合には、職員等は通報窓口を教示しなければならない。

5 学内監査等により不正使用の疑いが確認された場合は、顕名の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

- 6 報道や外部機関により不正使用が指摘された場合は、匿名の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。
- 7 不正使用の疑いがインターネット上に掲載されている（不正使用を行ったとする研究者・グループ及び不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合は、匿名の通報があった場合と同様に取り扱う。
- 8 受付担当者は通報された事案を速やかに学長に報告するものとする。

（通報の取扱）

第9条 学長は、第8条第8項による報告を受けたときは、直ちに公正研究推進室長、総務を担当する理事又は副学長及び複数の職員を指名の上、通報内容の合理性を確認して調査実施の要否を協議し、決定するとともに、通報の受付から30日以内に当該調査の要否を当該競争的研究費等に係る配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に報告するものとする。

第3章 事案の調査

（調査実施等の通知）

- 第10条 学長は、第9条に基づく協議の結果、調査を実施することを決定した場合、その旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。
- 2 学長は、調査を実施しないことを決定した場合、その旨及び理由を付して通報者に通知するものとする。

（調査委員会の設置及び体制等）

- 第11条 学長は、調査を決定することとした場合は、公的研究費の不正使用に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査を実施するものとする。
- 2 学長は、前項に基づき設置した調査委員の委員を指名するものとする。委員には、本学に所属しない第三者（弁護士、公認会計士等）を含めなければならない。
 - 3 前項の委員は、次に掲げるところとする。
 - 一 職員等にあつては、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 二 本学に所属しない第三者にあつては、本学、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 調査委員会の委員長は、学長が指名する。
 - 5 学長は、調査の実施並びに調査委員会委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知する。
 - 6 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、7日以内に調査委員会委員に関する異議申し立てをすることができる。
 - 7 学長は、前項の異議申し立てがあつた場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査中における一時的執行停止)

第12条 学長は、必要に応じて、被通報者に対し、当該公的研究費の使用停止を命ずるものとする。

2 学長は、必要に応じて、第14条第4項に基づき、調査委員会が調査対象に加えた公的研究費について、使用停止を命ずることができる。

(調査委員会の業務)

第13条 調査委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 調査の実施に関すること。
- 二 不服申立てに係る調査の実施に関すること。
- 三 調査結果及び認定内容の報告に関すること。

2 調査委員会は、調査実施決定から30日以内に調査を開始するものとする。

(調査内容)

第14条 学長は、調査の実施を決定した場合は、調査委員会に、次に掲げる事項について、調査を実施させるものとする。

- 一 不正使用の有無
- 二 不正使用の内容
- 三 関与した者及びその関与の程度
- 四 不正使用の相当額
- 五 その他必要と認める事項

2 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。

3 調査は、調査対象となる公的研究費に係る研究活動等について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により調査を行うものとする。

4 調査委員会は、調査に関連があると判断したときは、通報に係る公的研究費以外の公的研究費について、調査対象に加えることができる。

5 調査委員会は、必要に応じて関係者に調査協力を要請することができる。

6 通報者、被通報者及び関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

第4章 認定及び勧告

(認定及び措置)

第15条 調査委員会は、調査の開始後120日以内に、調査の結果に基づき、次に掲げる事項を認定し、調査結果及び認定内容を学長に報告する。

- 一 不正使用の有無
- 二 不正使用の内容
- 三 関与した者及びその関与の程度
- 四 不正使用の相当額
- 五 その他必要と認める事項

- 2 調査委員会は、認定に当たり、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、不正使用がなかったと認定する場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが明らかであるときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 学長は、第1項の報告に基づき、調査結果及び認定内容を通報者及び被通報者等（被通報者及び被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者をいう。以下同じ。）に通知する。

（勧告）

第16条 調査委員会は、調査の結果、不正使用等の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認められた場合は、措置すべき内容を、学長に勧告するものとする。

- 一 就業規則に基づく懲戒等の処分
- 二 公的研究費等の使用停止及び返還等の措置
- 三 不正使用等の排除のための措置
- 四 その他必要な事項

（不服申立て）

第17条 不正使用を行ったと認定された被通報者等は、第15条第4項の通知の日から14日以内に、学長に不服申立てを行うことができる。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、前項の例により不服申立てを行うことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 4 学長は、第1項又は第2項の申立てを受理したときは、速やかに調査委員会及び第1項の申立ての場合は通報者に、第2項の場合は被通報者等に併せて通知するとともに、配分機関等に報告する。

（不服審査）

第18条 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査の要否について判定し、その結果を学長に報告する。

- 2 学長は、調査委員会から前項に基づく報告を受けたときは、被通報者等又は通報者へ通知するとともに、配分機関等に報告する。
- 3 学長は、調査委員会が、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と判断した場合は、被通報者等又は通報者に対して、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

（再調査）

第19条 調査委員会は、再調査に当たり、被通報者等又は通報者に対して、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができる。

- 2 調査委員会は、被通報者等又は通報者の協力が得られない場合には、再調査を行わず、これを打ち切ることができる。
- 3 調査委員会は、前項の決定をしたときは、学長に報告し、学長は、当該決定を被通報者等又は通報者に通知するとともに、配分機関等に報告する。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出るとともに、承認を得なければならない。
- 5 学長は、調査委員会から再調査の結果について報告を受けたときは、被通報者等及び通報者に通知するとともに、配分機関等に報告する。なお、50日以内に調査結果を覆すか否かを決定することができない理由及び決定予定日を承認したときも同様とする。

(調査結果の配分機関等への報告及び調査への協力等)

第20条 学長は、配分機関等に対し、通報を受けた日から210日以内に、次に掲げる事項について報告書を提出するものとする。

- 一 調査結果
- 二 不正使用発生要因
- 三 不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況
- 四 再発防止計画
- 五 その他必要と認める事項

- 2 学長は、前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 3 学長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
- 4 学長は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 5 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(処分等の措置)

第21条 学長は、調査の結果、不正使用が行われたものと認定された場合は、不正使用に関与した者に対して、就業規則その他関係諸規則等に基づき、懲戒処分等の処置を行うものとする。

- 2 学長は、私的流用など、行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟等、法的な措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、被通報者等に不正使用の事実がないと認定した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - 一 被通報者等の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
 - 二 通報者が、悪意に基づくものと認められた場合には、通報者に対する懲戒処分等の措置
- 4 学長は、前3項の措置を行ったときは、配分機関等にその内容等を報告するものとする。

(調査結果の公表等)

第22条 学長は、不正使用の事実があったと認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、公表しないことができる。

2 公表する調査結果の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 不正使用に関与した者の氏名・所属
- 二 不正使用の内容
- 三 本学が公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の氏名・所属
- 五 調査の方法・手順

3 学長は、不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものとする。

4 学長は、悪意に基づく通報がされたと認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

第5章 関係者の取扱い

(守秘義務)

第23条 通報者及びこの規則における不正使用への対応に携わる者は、通報の内容その他不正使用の調査に関する事項についての情報を他に漏らしてはならない。

(通報者及び調査協力者の保護)

第24条 本学の役員及び職員は、通報者又は不正使用に関する相談をした者及び調査に協力する者に対して、通報、相談又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱をしてはならない。

第6章 補則

(庶務)

第25条 この規則に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、財務部研究推進課が行うものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、公的研究費不正使用の防止及び対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年海洋大規第7号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年海洋大規第61号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年海洋大規第66号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年海洋大規第157号）

この規則は、令和6年12月17日から施行する。